

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年度（2021年度）第6回（定例会）

署名人 本仲範男

教育長 山城良嗣

開催日時 令和3年（2021年）6月25日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時26分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、田端睦子副部長

（総務課）稲福喜久二課長、稲森恵子副参事、松井都矢子主査、新里隆司主査、知念潤主査

【学校教育部】武富剛部長、根間秀夫副部長

（学校給食課）砂川龍也課長、金城浩二主査、徳嶺克志主任主事

（学校教育課）名嘉原安志課長

【市民文化部】

（文化財課）大城敦子課長、仲尾次潤主幹

議事日程

- 1 議案第8号 那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について
【学校給食課】
- 2 議案第9号 那覇市学校給食基本方針の見直しについて 【学校給食課】
- 3 議案第10号 那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について 【総務課】
- 4 報告1 令和3年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について 【総務課】
- 5 報告2 第3次教育振興基本計画に係る組織目標について（文化財課関係分） 【文化財課】
- 6 報告3 那覇市立小中学校の臨時休業について 【学校教育課】

7 報告4 学校再開について【学校教育課】

8 報告5 令和3年度夏季休業期間の短縮について【学校教育課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

山城教育長 はいさい おはようございます。これから「令和3年度第6回那覇市教育委員会会議(定例会)」を開催いたします。本日は、議案が3件、報告が5件となっております。会議録の署名は本仲委員にお願いいたします。それではこれより審議に入ります。議案第8号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。学校教育部 武富部長、よろしくお願いいたします。

武富部長 よろしくお願ひします。

議案第8号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

提案理由 与儀小学校給食調理場改築事業に伴い、真和志学校給食センターの受配校を変更する必要があるため、この案を提出する。

詳細につきましては、学校給食課が行います。

山城教育長 学校給食課 砂川課長、お願いします。

砂川課長 それでは、今回の改正についてなんですけれども、与儀小学校給食調理場改築事業に伴いまして、与儀小学校単独調理場からの給食の提供が令和3年7月で終わることから、継続して安全、安心な学校給食を提供するために、与儀小学校を真和志学校給食センターの受配校にするものでございます。改正の詳細につきましては、担当のほうから説明させていただきます。

山城教育長 お願いいたします。

金城主査 それでは説明をいたします。まず1ページ。今回、改正する新旧対照表の規則となっております。2ページ、3ページは、参考資料として現在の規則となっております。それでは1ページをご覧ください。今回、改正する規則は、5月19日の例規審議委員会で付議して承認された案件となっております。備考を読み上げます。「改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める」としております。今回、与儀小学校は真和志給食センターからの受配校になるので、大道小学校の次に与儀小学校を加える表現ではなく、「大道小学校」を「大道小学校 与儀小学校」に改めるという表現にしております。こちらの表現の理由としては、添付はしていないのですが、法制執務詳解467ページにあるんですが、その中に表、別表中に名詞が列記されている場合、名詞の字句をつなぐのに、句読点を用いるのではなく、1字分あけている場合に字句を追加するときは、「〇〇の次に△△を加える」という改正をしないで、「〇〇を〇〇 △△」に改めるという内容のことがあり、今回、句読点はなく、一文字あけた表記になっておりますので、

こちらのほうに改めるという表現にしております。

付則の施行日ですが、夏休みが短縮されたことによって8月23日から給食提供開始するのですが、今回8月1日に設定しています。理由としては、現在の単独調理場の与儀小学校の給食調理業務を委託しているんですが、こちらが7月末迄ということと、現在の与儀小学校の栄養士の任用期間も7月末日迄になっているということ。また、真和志給食センターが与儀小学校の受配校になるための準備期間として、ある程度日数を要するため、8月1日の施行日と設定しております。後、順番のほうで、新旧対照表の大道小学校の次に与儀小学校を加えた順番の理由としては、那覇市立学校設置条例の順番に基づいて大道小学校の次に与儀小学校を加えております。説明は以上になります。

山城教育長 只今、ご提案がありました。この件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 与儀小学校は改築して、又、与儀小学校単独か、どんな形になるのでしょうか。

山城教育長 どうぞ。

金城主査 与儀小学校調理場は単独調理場を改築して小規模センターとなります。

仲本委員 小規模センターに。該当校は与儀小学校と？

金城主査 調理場改築後は、改めて与儀小学校から3校配送。与儀小学校だけの単独が小規模センターになって、与儀小学校以外に真和志小学校、大道小学校、壺屋小学校の4校の受配校となります。

仲本委員 わかりました。

山城教育長 現在、単独校の与儀小学校が、今回、真和志給食センターに一旦入るんだが、完成後は小規模センターということで元に戻って4校に対応する、という今後の流れになっている。今回の改正、表記の仕方は追加するというのではなくて、下線のように改めるという形にしていくということですね。ほか、どうでしょうか。それでは議案第8号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 ありがとうございます。それでは議案第8号「那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたします。

続けて議案第9号「那覇市学校給食基本方針の見直しについて」を議題とします。
学校教育部 武富部長、お願いいたします。

武富部長 議案第9号「那覇市学校給食基本方針の見直しについて」、那覇市学校給食基本方針の見直しについて、別紙のとおり決定する。

令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

提案理由 本市の学校給食は平成4年10月1日策定(平成10年2月7日見直し)の那覇市学校給食基本方針により推進してきたが、策定から19年が経過し、学校給食を取

りまく環境も大きく変化していることから、那覇市学校給食基本方針の全部を改正するため、この案を提出する。

詳細につきましては学校給食課が行います。

山城教育長 学校給食課、お願いします。

徳嶺主任主事 お手元には、議案以外に学校給食基本方針の見直しということで1枚紙を配布しております。少しこれで説明させていただいて、議案を読み上げたいと思います。この1枚紙のほうには、経過、見直しの方法、それと今後の取り扱いということで書いております。まず基本方針にかかる経過ですけれども、平成4年10月1日に一番最初の基本方針が出来まして、それから10年後に見直しを行っております。それから19年以上が経過しております、その間、法律の改正、或いは指導要領の改正等がありまして、大きく変わっておりますので、令和2年2月に教育委員会のほうから「学校給食基本方針の見直しについて」、那覇市学校給食運営審議会に諮問をしております。審議会の審議を経て、ワーキングチームのほうで案等考えまして、去った3月30日に那覇市学校給食運営審議会のほうから答申が出ております。それを4月21日に教育委員会に報告をさせていただきました。それから関係課長の調整会、教育委員局長議での審議を経まして、本日の教育委員会会議に案を提出しております。

2番目「学校給食基本方針の見直し方について」、1～6迄ありますけれども、今回の見直しは「那覇市学校給食基本方針の全部改正」としてしております。2番目、那覇市学校給食運営審議会の答申を踏まえた基本方針となっております。3番目、基本方針文は「はじめに」と「基本方針」で構成をしております。4番目、基本方針文では現状や課題等については触れておりません。5番目、「はじめに」の中で答申の内容を踏まえた見直しであること、答申を参考にしながら、今後の事業展開を図ることを述べております。6番目、基本方針は答申の提言部分に補足説明を加えたものとし、みだしを付けております。

それから、3「学校給食基本方針の取り扱い」。(1)この基本方針を那覇市学校給食の運営にあたっての基本的な姿勢や取り組みの指針としたいと考えております。

(2)この基本方針の基に答申を参考としながら具体的な事業展開を図って行きます。

(3)課長連絡会議、校長連絡会等で方針の周知、方針に沿った取り組みをお願いしていきたいと思っております。(4)進捗管理はありませんけれども、基本方針に沿った取り組みの状況について、関係各課、学校にアンケートを実施して行きたいというふうに考えております。

それでは議案のほうです。答申案を読み上げて行きたいと思っております。答申案、令和3年、全部改正、那覇市教育委員会ということで、捲っていただきますと目次がございます。「はじめに」と、2ページ、3ページが基本方針となっております。「はじめに」のほうを読み上げたいと思っております。那覇市の学校給食は平成4年10月1日策

定、平成14年2月7日改訂の那覇市学校給食基本方針により推進してきましたが、改訂から19年以上が経過しています。近年の社会環境、生活環境の急激な変化は子ども達の心身の健康にも大きな影響を与えており、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度のやせ、アレルギー等の疾患など、子ども達の健康を取り巻く問題が多様化、深刻化しています。又、学校給食の関係法令や制度面においても、食育基本法の制定、栄養教諭制度の創設、学習指導要領の改訂、学校給食衛生管理基準の施行、学校給食法の改正などがあり、状況が大きく変化しています。このようなことから那覇市教育委員会では令和2年2月3日に、那覇市学校給食基本方針の見直しについて、那覇市学校給食運営審議会に諮問を行い、令和3年3月30日那覇市学校給食運営審議会において那覇市学校給食基本方針の見直しについて、答申が取りまとめられました。答申では学校における食育の推進やこれまで以上に、安全・安心な給食の提供などのため、学校給食に関する活動、施設計画、組織体制等について提言がなされています。この度、那覇市教育委員会ではこの答申を踏まえ、那覇市の学校給食のより一層の充実ため、那覇市学校給食基本方針の全文を改正する。この基本方針は学校給食法、学習指導要領、学校給食衛生管理基準、那覇市総合計画、那覇市教育振興基本計画などの法令や関連計画で示される基準や目標達成のために、那覇市の学校給食の運営にあたっての基本的な姿勢や取り組みの指針を示すものとなります。今後、この基本方針の基に答申を参考にしながら具体的な事業展開を図っていくこととなっています。

では基本方針の文案を読み上げます。

那覇市学校給食基本方針、1「食育の推進と給食内容の充実」(1)「食育の推進」①学校給食を通した食に関する指導においては、各学校の食に関する指導の全体計画を踏まえ、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等横断的な視点に立ち、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を養う。②学校給食を通して家庭や地域の理解や協力の得やすい環境を整え、学校、家庭、地域が一体となった食育の推進を図ります。(2)「給食内容」給食献立や調理方法の工夫などにより、望ましい栄養量が満たされ、食べる機能の発達の促進や和やかな雰囲気作りなどにもつながる、楽しくおいしい給食の提供に努める。(3)「栄養教諭等の専門性の活用」①栄養教諭、学校栄養職員及び栄養士、以下栄養教諭等という、の専門性を食育等に十分に発揮できるよう支援体制を整備する。②栄養教諭については職務として食育が規定され免許制度により教職としての専門性も担保されていることから、その配置拡大について県へ要望していく。(4)「食物アレルギーへの対応」食物アレルギー対応については、那覇市教育委員会作成の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を周知し、これに基づく、安全、安心な対応を徹底する。(5)「地場産物の活用、地産地消の推進」地場産物の活用、地産地消については、地域の文化や伝統、産業に対する理解と関心を深めるなど、

大きな教育効果が期待されることから、関係機関、生産者と連携して積極的に取り組む。

(6) 「食品ロスの削減」学校から発信する環境、飢餓、健康、生産、消費、資源などの課題をトータルで考えるSDGsの取り組みとして、食育の視点を通して、学校給食の食品ロス削減に多角的に取り組む。

2 「給食施設等の整備」 (1) 「学校給食調理場の改善等」 ①全ての学校給食調理場の学校給食衛生管理基準への適合の早期達成を図ると共に、衛生管理、安全管理の面から必要な施設設備の改善を行う。②学校給食調理場の整備(改築、増築、移転、新築、ドライシステムへの移行等については、校舎等の増改築等と一体的に行うことはもとより、大規模給食センターの改築等学校給食調理場単独での実施を交えて推進する。③学校給食調理場の設置場所、規模、機能は、安全面及び食育指導面も考慮した那覇市立学校及び調理場全体の効率的、効果的な配置という観点から決定する。(2) 「災害時対応や環境への配慮」学校給食調理場への蓄電設備の設置や省エネルギー設備、再生可能エネルギーの活用等、災害時対応や環境に配慮した施設設備の整備を図る。

3 「効率的、効果的な運営」 (1) 「効率的な運営の推進」調理業務の民間委託や大規模給食センター及び単独校調理場の小規模給食センターへの移行など学校給食の効率的な運営を進める。(2) 「人材づくり、組織づくり」 ①調理業務の民間委託は進めながらも、並行して学校給食の調理業務に対する正確な知識、熟練した技術、高い意識を継承していくことのできる効果的な人材づくり、組織作りを行う。②小規模給食センターでは、栄養教諭等1人で複数の学校を担当することになるため、食育指導のための時間確保等に課題がある。単独校調理場の小規模給食センターへの移行に伴い食育の推進に支障をきたさないよう栄養教諭等や事務職員の配置の検討を行なう。(3) 「衛生管理体制の充実」調理業務においてはハサップ(HACCP)に基づく衛生管理体制の充実に図り、一層、効果的な衛生管理体制を運営する。

下段にSDGsとHACCPの説明を加えております。説明は以上でございます。

山城教育長 ただいま提案説明がございました。この件について、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 3点ほど、この食物アレルギーへの対応という所なんですけれど、使える食材と使ってはいけない食材の対応というのと共通しているんですけど、今後、外国籍のお子さんが在籍されていく事例が、段々増えていくだろうということが予想されるので、やはりここに配慮される食文化への対応というか、要するに豚肉ですよ。それどこかに明記していたほうが、10年とか、19年に一変しか改正されないようなので、現時点では必要ないかも知れないんですけど、今後は、多分、絶対出て来るので、どこかに明記していたほうが良いのかなというような気はします。

後は、これは本当に私の主観的な気持ちなんですけれども、最初の食育の推進のところに「食に関する正しい知識と望ましい食習慣を養う」とありますけれども、知識を得る

のも大事ですし、食習慣を養うのも大事なんですけれど、望ましいというのが、凄く押し付けがましいっていうか、誰にとって望ましいなのか、大人が考える望ましいのかなという。教育的な意味合いなんですけれど、子ども達、これから21世紀に望むべく子ども像というのは、教育の中でも生きる力ということで、自ら自立的に、その選択して行くという子どもを育てて行くというのが、今、教育の大きな方向だと思うんですよ。なので、大人が考えている望ましいではなくて、やはり、そこに、どこか少し子どもの主体性を感じさせるような文言を、自ら健やかな食習慣を選択して行けるというような。何と言うのかな。子ども像が見えるような、子どもが立っているようなイメージが、大人がサポートするというイメージが持てるような文言をどこかに少し入れてもらうとどうかなと思いますけれど。やはり今迄のように教師が何かを教え込んでいくというような教育像じゃなくなっていきますよね。やはり子どもの中から学びというのが、湧き上がるような形で、今、先生達は指導されていると思うので、少し配慮してもらって、もう少し子どもが自ら獲得していくような姿というのが見えるような表現。要するに望ましい食習慣ではあるんですけど、少し何か、子ども像が見えるような表現をしてはどうかなという感想です。私の。

後は、人材づくりのところ、小規模給食センターでは、やはり、栄養教諭が1人で複数校担当するというのが、これどうしても、私、前にも言ったと思うんですけど、城岳小学校単独調理場だった歴史もあったので、本当に、この先生が作ってくれている、このおばちゃんたちが作ってくれているという情緒的な子どもとの関りというのが、とても効果があるというのは良く感じてはいるので、そのへんを少し配慮していただければ。恐らく栄養教諭は、大規模な、子ども達の献立作りから予算だてから、それから、子ども達と触れ合うという、自分が想像するだけでも、多分、無理っていう業務内容になると思うので。本当に、この栄養教諭が生きがいを持って、子ども達と触れ合って、どういう子ども達に自分が給食を提供しているのかという実感が持てるような働き方ができるように、充分、配慮していただければなと思います。以上です。

山城教育長 仲本委員から、ただいま3点程、ご意見をいただきましたが、事務局から、何か、これについてコメントありますか。まず1点目は食物アレルギーへの対応について、他の食文化への配慮といったものが必要ないかといった所と、食育の推進においては、子どもが主体的に獲得していくというふうなイメージが必要ではないかといった所と、人材づくりの中で栄養教諭がそれこそ力が発揮できるような配置等の工夫を是非行っていただきたいということでした。砂川課長、お願いします。

砂川課長 今、仲本委員からの提案、表現等の修正につきましては、この場で、ちょっと修正をすることが難しいものですから、一旦、持ち帰って再検討して改めて修正案を示したいんですけども。

山城教育長 まず、この仲本委員からのご提案、ご意見等に関して、何か、関連することがあり

ますか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 この食文化、ハラル食などって、今、テレビ等々で見ても各都道府県の皆さんが、そこを、どう学校給食で解決するか、苦慮されている報道は沢山見受けられるので、那覇市は、ちょっと今コロナですけど、いろいろ多文化からいらっしゃる可能性も高いので、今で明記しておかないと、仲本委員がおっしゃられたように10年スパンとかの見直しとかと言うのであれば、やはり、この基本のところをしっかり入れていても良いのかなというふうには感じました。そこはちょっと、ご検討いただきたいなと思います。

もう一つ、先程の「望ましい」という話ですけど、ちょっと違う角度から言うと、学校給食って、感謝を感じる場でもあるのかなと。作ってくださる感謝とか、食物を作る感謝とか、後、自分で配膳をして、友達に配膳をしてもらうということが、ちゃんと家庭教育の中で食べた物は自分で片付けるとか。私、キャリアカウンセラーもやっているんですけど、40代、50代のニートの皆さん、自分で食べた物を片付けたことがない人が多いんですね。勉強が出来たり、スポーツがとっても優秀できたので、全部、お父さん、お母さんにやってもらった、やりたいことばかりをやっていたのが、結果、何か、自分のこと、自立、自分で立つ、自分で律するという所が抜け落ちている人が割と30代以降の人生に悩んでいる方が多いので。

学校給食は、みんなで食べ物に感謝して、みんなで役割を分担して、それを社会では必要だし、家庭でも必要ということを感じたり、実践できる場みたいなイメージでの文言にされると良いかなと。先程、私も付け加えたいなっていうふうに思っていました。

それから、仲本委員のお話とは、ちょっと別の視点なんですけれど、カッコ6番の「食品ロスの削減」なんですけれど、これ逆にですね「持続可能な取り組み」に、言葉を変えてしまって。食品ロスだけの問題では、実はないと思うんですね。地産地消であれば、フードマイレージというのもSDGsの中に入っているんですね。フードマイレージというのは、例えば近い、野菜は那覇市から小禄からとか、豚肉は名護からというふうに自分が食べる場所と作る場所が短いのが、とても望ましいというのがSDGsの中にあたりするんですね。給食を通して、この持続可能な社会への取り組み、フードロスの作る責任という所だったり、後、質の高い教育だったりということを那覇市は給食を通して子ども達を育んでいきますよというほうが、もっとフレキシブルかなというふうには感じました。以上です。

山城教育長 給食課、何か、コメントありますか。

徳嶺主任主事 望ましい食習慣という所なんですけど、審議会としては、どちらかと言うと逆に少し引いた感じで、おこがましくないようにですね、やったつもりだったんですが。強い表現ではなくてですね。そういうふうに感じられるということであれば、少し修正の余地があるかなと思いました。それと、片付ける習慣ですね。それは学校給食の目的

の中に入っておりますので、食に関する指導の手引き等の中にもあるんですけども、そういった食に関する指導の一環として、これについては含まれているというふうに考えていただければと思います。望ましいという言葉と扱いを少し見直す必要があるのかなと考えております。

山城教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 私、県の審議会とかも委員をしているんですけど、望ましいという言葉に引っかかる委員が多くて、誰にとって望ましいのかという議論が最近出るんですよ。割と教育分野の皆さんから出て来る文章には望ましいという言葉が多いんですけど、テーブルに出した時に皆さんが望ましいって、誰にとって望ましいのっていうことで、喧々譁々するので。

山城教育長 いろいろ意見が出ておりますが、ほかに、何かありますか。
どうぞ。

徳嶺主任主事 SDGsについては、確かに地産地消の所も含まれています。只、項目として食品ロスの所に挙げてあるんですが、その中で環境とか、飢餓とか、生産とか、そういうことを入れているので、この辺の所も含めているつもりではあります。どこに入れるかと言った時に難しかったんですね。

山城教育長 喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 食品ロスというのが、飢餓とか、環境も入っているんですけど、それよりこのSDGsという言葉が、今、流行になっているから、あまり使うのも、10年後、どうなるのかなと思うんですけど。持続可能な取り組みとか、持続可能な社会に向けての、何か、取り組みみたいな感じであれば、多分、少し普遍的な表現でもあるでしょうし、食品ロスという言葉ももしかしたら時代と共に違ってくる可能性があるんで、タイトルだけ変えて中身はそのままでも良いのかもしれないなというふうなイメージで。

仲本委員 正直言うと、この食品ロスの削減とみると残量調査かなというふうに感じますね。もっと大きい意味だったと思うんですけど。でも残量調査なんだろうなというイメージになりますね。

喜屋武委員 何か、逆のほうが良いのかなと思ったので。今更で申し訳ないんですけども。

山城教育長 食品ロスの削減という限定的なものではなくて、もう少しSDGsを意識した、もう少し膨らませたタイトルでどうかというご意見です。ほか、ございますか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 これ、前の基本方針では「はじめに」という部分はなかった訳ですね。今回「はじめに」と出したのは、凄く良いなと僕は思っています。教育委員会で現状と課題と、これからの取り組みを、どういうふうに捉えているのかということと、「はじめに」の所で示しているんで、この後で議論が、段々、深くなっていくと思うんですよ。こういう意味では「はじめに」という部分を示したのは非常に良かったなというふうに

思います。それと、これを出すタイミングが良いなと思っています。新学習指導要領に変わって、大体、4年後ですかね。要するに10年スパンで学習指導要領が、教育の方向が変わって来て、それに合わせたような形で、この大事な学校給食を良いものにして行くという、取り組み方が非常に良いなというふうに感じています。以上です。

山城教育長　ご意見でした。今回、改正のタイミング、それから方針の骨子として「はじめに」ということを位置付けたことで、より意味のあるモノになっていくだろうということだと思います。それでは、只今、委員のほうから指摘のあった、(1)食育の推進の、望ましいという部分を、もう少し検討ができるかというのが1点と、それから(4)食物アレルギーへの対応の中に、多様な食文化への配慮といったモノが位置付けられないかというご意見と、それから(6)食品ロスの削減については、タイトルそのものを持続可能な社会への実現に向けた取り組みというふうに、幅広く取れないかというご意見だったと思います。後、3ページの人材づくりに関しては、これは重視していただきたいということでの意見で伺っておきたいと思います。どうしますか。全体をここで認めて、それで後は事務局、それから主管課に。

喜屋武委員　伝えたいことをお伝えしましたので、後は、お任せいたします。

砂川課長　修正がちょっとございますので、追加でよろしいでしょうか。2ページのSDGsに1という数字がございます。それと、3ページの(3)の一番下ハサップに、2という数字がありますが、一つの文言、句になるようなイメージがございますので、修正をしたいと思います。米印を入れて、米印1と米印2、でお願いします。

山城教育長　よろしいですか。それでは議案第9号「那覇市学校給食基本方針の見直しについて」は、概ね概要的には原案通り決定して、文言等の細かい部分は修正を事務局のほうにお任せをするというところで決定してよろしいでしょうか。

全員　異議なし。

山城教育長　それでは議案第9号「那覇市学校給食基本方針の見直しについて」は、議決いたします。ありがとうございました。

それでは引き続き、3つ目の議案に移ります。議案第10号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」を議題といたします。生涯学習部　小嶺部長、お願いします。

小嶺部長　教育事務点検評価について、前に、評価項目について説明しましたが内部評価が終わりましたので、今回、諮問したいということでの案件になります。

議案第10号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」、那覇市教育事務点検評価委員会に別紙のとおり諮問する。

令和3年6月25日提出。教育長　山城　良嗣。

提案理由　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、那覇市教育事務点検評価委員会に諮問するため、この案を提出いたします。

内容については、総務課より説明いたします。

山城教育長 総務課の稲福課長、お願いします。

稲福課長 お願いします。私のほうからは諮問書のほうをご説明させていただきます。こちら教育委員会から那覇市教育事務点検評価委員会のほうへ諮問させていただきます、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてということで、那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第3号及び那覇市教育事務点検評価委員会規則第2条の規定に基づき下記のとおり諮問します。諮問事項としましては、令和2年度事業に係る教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、対象は前回の5月12日の教育委員会会議で承認いただきました16事業となっております。こちらの諮問は、評価委員会の日程が7月2日の予定となっておりますので、7月2日に教育長のほうから、直接、諮問する予定となっております。事業の内容と評価につきましては担当より説明させていただきます。

山城教育長 それでは松井主査、お願いします。

松井主査 説明させていただきます。16事業について、内部評価を終え、評価シートをまとめました。2ページ目が、その一覧となっております。内部評価については、妥当性、効率性、有効性の3つにおいて、それぞれ評価基準を基に5点満点で点数を付け、その合計値から総合評価をA～Eで判定しております。今後の展開や妥当性、効率性、有効性を勘案し事業の今後の方向性について記入しております。総合評価Aは3事業ありました。小・要準等就学児童就学援助費(小学校入学準備金)、小中一貫教育推進事業、特別支援教育充実事業の3事業です。総合評価Bは残り13事業となっております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

山城教育長 それでは、ただいま提案説明が終わりました。この件について、何かご質問、ご意見等ございますか。それでは議案第10号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、ただいま事務局から提案がありました議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 それでは議案第10号「那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について」は、議決いたします。ありがとうございました。以上で、本日の議案3つ終了いたします。それではこの後、報告に移って参ります。

報告1「令和3年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」の説明をお願いいたします。生涯学習部 小嶺部長、お願いいたします。

小嶺部長 報告1「令和3年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメント一覧表について」、令和3年度教育行政マネジメントシステムに係るマネジメントシステムの一覧表について、別紙のとおり報告する。令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。報告理由 令和3年度に実施するマネジメントシステムについて、那覇市教育行

政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、この一覧表を報告します。説明は総務課が行います。

山城教育長 総務課 稲福課長、お願いします。

稲福課長 令和3年度那覇市教育行政マネジメントシステムにつきまして、簡単にご説明させていただきます。マネジメントシステムは那覇市教育振興計画に掲げる具体的施策やその他、教育行政に係る重要な施策等を適切に執行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に実施するものでございます。具体的には当該年度における重要な事業を抽出し、その事業について年度目標を定め、PDCAサイクルによる進捗管理を行っているものであります。マネジメントの進捗管理につきましては3つの区分で行っております。教育行政を推進する上で、特に重要な政策課題及び緊急な施策課題に関連する事業を教育長マネジメントとしております。次に、部の重要課題に関する事務事業を部長マネジメント、課の主要課題に関する事務事業を課長マネジメントとして、3つの区分で進捗を管理しております。今年度のマネジメント事業につきましては、1ページのほうをご覧ください。令和3年度マネジメント所属別集計表です。今年度は教育長マネジメントが1件、部長マネジメントが4件、課長マネジメントが18件となって計23件の事業を設定しております。因みに、昨年も全体で23件のマネジメントを進捗管理しております。続きまして年間事業につきまして、2ページをご覧ください。年間スケジュールにつきましては、マネジメント事業の確定及び目標設定作業を1～4にあたりますが、こちらのほうは4月から現在の間で終了しております。本日の教育委員会が、5の教育委員会の報告するスケジュールになっております。今後につきましては9月中旬から12月にかけて6の中間評価を行う予定となっております。12月中旬から1月にかけて年間評価を予定しております。それに関して3月には、マネジメント実施結果を教育委員会へ報告させていただきます。その後、ホームページで公開していく予定となっております。尚、教育委員会の職務の権限に関する文化財の保護に関することにつきましては、補助執行ということで、文化財課のほうで行っております。こちらにつきましては市長部局において実施している組織管理目標において進捗管理していますので、後程、報告2のほうで部局のほうから説明をさせていただきたいと思っております。それでは今年度マネジメント事業の具体的なものとして、新規事業中心に概要等、担当のほうから説明させていただきます。

山城教育長 新里主査、お願いします。

新里主査 それでは今年度新規のマネジメント事業は4件ございます。この4件について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。新規事業1件目は部長マネジメントNO3「ICT教育推進部会の運用」です。目的・内容としましては、GIGAスクール構想の実現により、児童生徒1人1台の情報端末を積極的に活用した授業

実践を行うため、ICT教育の推進部会を設置して、ICT機器を活用した授業展開が出来る教員を育成します。年度目標としましては、①「ICT推進部会を年間5回開催します」、②「校内で積極的にタブレット端末を活用した授業を実践し、ICT活用実践事例をまとめます」、③「ICT研修に関するアンケートを年間3回実施し、肯定評価80%以上達成することを目標としております。次に資料の6ページをご覧ください。新規事業2件目は課長マネジメントNO1「申請書等の押印見直しについて」です。内容としましては、市民、業者及び団体等の負担軽減及び利便性向上を図るため、手続きにおける申請書等の押印見直しに取り組みます。年度目標としましては、那覇市の申請書等の押印見直し方針に基づき、法令等で押印等が義務付けられているもの以外については、原則、押印省略とし、押印を必要とするものについては、根拠を整理、確認することを目標としています。

次に資料の8ページをご覧ください。新規事業3件目は課長マネジメントNO9「防災教育の実施」です。目的・内容としましては、児童生徒の危険回避能力の育成を目指し、日常的な安全指導の徹底を踏まえて、充実した防災教育を実施する。年度目標としましては、①学校の危機管理の在り方について、定期的に管理職へ発信していくこと。②各学校の避難訓練・防災訓練、那覇市教育委員会防災訓練を確実に実施する。③危機管理マニュアルの定期的な見直しと次年度に向けての確認を行う。④各学校での防災管理体制の見直しと消防計画書の提出を行うことを目標としております。

次に資料9ページをご覧ください。新規事業4件目、課長マネジメントNO13「就学援助医療費事務の移行」です。目的・内容としましては、令和4年度からこども医療費助成制度の対象範囲が中学校卒業まで、拡充、現物給付されるため、こども医療費制度及び生活保護医療費扶助へ移行することで、保護者、学校、医療機関の負担軽減を図ります。年度目標としましては、9月までに規則改正を行いまして、医療機関等へ周知を行うことを目標としている。以上の4件が新規事業となりまして、その他の継続事業については、ご覧の資料のとおり年度目標を設定しております。各事業について、今後、新型コロナウイルス感染症の影響で事業の縮小、中止などにより、マネジメント事業の内容に変更が生じる場合は、今後の中間評価の時点で内容を一部変更することを検討しております。そして参考資料としまして、資料の最後11ページにA3サイズで、第3次那覇市教育振興基本計画の施策体系表を添付しております。教育振興基本計画の施策に基づく、今年度の主要事務事業を掲載しております。主要事務事業案で下線が引かれている事業が、今回、マネジメントで指定している事業となりました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま事務局のほうから、マネジメント事業23事業の中の、特に新規の4事業について説明がありました。この件について、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。平良委員、お願いします。

平良委員 9ページ目の就学援助医療費事務の移行という話がありましたけれども、今、現在、医療券という形で学校からもらって、医療機関は提出しているんですけども、中学まで拡大されると、その医療券というものがなくなるのか。医療券の場合、縛りがあるんですよ、処置の内容で。現物支給になった時、縛りがなくなるのか。医療のほうでは、かなり、それでトラブルが起きる場合が結構ありますので、そういう、もし内容が決まってるんでしたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

山城教育長 今、ご質問がありました、どなたか、新里主査、どうぞ。

新里主査 就学援助では決まった病気に対して医療券が発行されていますけれども、来年度4月からはこの就学援助の医療券はなくして、完全に全ての病気に対して、こども医療費助成制度で助成することになると理解しています。

山城教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 医療券がなくなる。教育委員会から、この医療費に関するものを市役所に変えるということですか。

稲福課長 その調整を進めている所です。

山城教育長 現在の医療券がなくて、現物給付の形で縛りも対象もなくなるということなんですかね。これが中学校卒業までと。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 これですね。ちょうど、私も事務から昨日の会議で説明を受けたところなんですけれど、今、医療って、電子システムで取りこぼしのないように点数を付けて、この制度の人はこれだけの請求と、老人から、何から、とても細かく決まっているんですよ。それで行政のほうは簡単に現物給付というかも知れないんですけど、こちら側はですね、システムの改変もあってですね。然も市町村によって、ここまでやっていますみたいな、独自事業が凄く複雑にあって。こども医療費が現物支給ですよ、窓口での支払いはありませんと言っても、この子が、例えば生活保護を受けている、若しくは、何々手帳を持っている、何々村に住んでいる、これで凄く凄く細やかに複雑にこういう医療費って、請求業務というのが組まれているんですよ。なので、もしかしたら、来年ですね、速やかに移行できるかどうか、医療側としては、ちょっと、わからないというのがあります。一遍に医療券がなくなると、混乱する医療、このクリニックしか、対応できませんみたいなことは充分、予想されると思います。自分のかかりつけ医の所には行けないみたいな、個々の現物給付に、まだ、ちょっと移行できてないから御免だけど、みたいなこともあり得るかも知れないというのは、ちょっと思っていますけれども、どうですか。

山城教育長 平良委員、どうぞ。

平良委員 僕らが、今、一番、現実的に困っていたのは、生活保護と学校医療券なんですけれども。学校の医療券が優先するんですよ、その後、生活保護なんですよ。学校の医療券の場合には齧歯だけという形で、歯周病に関しては医療券でやっては駄目という規

定なんですよ。そうすると、この歯周病の歯石を取ったりする、子供たちの歯肉炎等治療するには保険で別途料金を払わないといけないんです。それを言うとお母さん達は、全部、タダじゃないの」という言い方をされて、ちょっとトラブルというのが、今迄、結構あったんですよ。生活保護の子で医療券を持ってきた子は「じゃあ生活保護の券をもらって来て」ということで、それで、この歯周病の治療をするという奇怪な仕組みがあって。特に、僕の所は凄く感じるんですけど、やはりそういう医療券を使うのが、増えているような気がするんですよ。昔に比べて。そういう形の中で、今回、その改定で全部変わって来るんで、やはり、1回、学校の校医等に対する説明会を行ったほうが良いというふうに思います。

仲本委員 医師会と足並みを揃えないと、通達を出しただけでは、現場は相当、混乱すると思います。

平良委員 以前、学校歯科の担当の理事をやったんですけども、治療しに行くのは、校医の所に行かないので、自分のかかりつけ医に行くので、そうすると、その先生から電話がかかって来て、これどうやるの、という話も、結構、出てくるんですよ。ですから、そういう通達の徹底が、まずは、学校の校医の先生方にそういう状況を会議なり、説明して。全体的に、通達するという形でも良いと思うんですけども。多分、そういう形を、やはり説明という意味で、とられた方が良いかなというふうには思います。

仲本委員 丁寧に進めてください。

新里主査 先程、医療券を廃止とおっしゃっていましたが、就学援助の医療券廃止により、準要保護の部分は、こども医療費助成制度に移行されると、生活保護の要保護部分については生活保護の医療費にするように移行するというので、規則改正後は医療機関等へ周知を行っていく予定しております。

仲本委員 よろしくをお願いします。

山城教育長 現状、現在の医療現場での課題の改善にもつながるが、導入当初は、もしかしたら混乱なんかもあるかも知れない、ここにある年度目標として、9月までに規則改正を行い、医療機関等への周知というのが凄く大切になってくるだろうなというご意見だったかと思います。これについて、又、事業推進しながら、しっかり検討していただけたらと思います。それでは、この件については終了いたします。

引き続き報告2に移ります。「第3次教育振興基本計画に係る組織目標について(文化財課関係分)」の説明をお願いします。市民文化部文化財課大城課長、よろしくお願いします。

大城課長 報告2「第3次教育振興基本計画に係る組織目標について(文化財課関係分)」、第3次教育振興基本計画(文化財課関係分)の組織目標について、別紙のとおり報告する。令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

報告理由 第3次教育振興基本計画の文化財課関係分の組織目標について、那覇市目

標管理制度の書式を活用して報告する。

説明のほうに入らせていただきます。令和3年度の文化財課の組織目標のうち第3次那覇市教育振興基本計画に関連する3つの組織目標についてご説明いたします。

市長部局では組織目標管理制度を導入しており、お手元に配布いたしました資料は、組織目標を管理するシートでございます。まず組織目標の1つ目「収蔵庫の確保及びあり方の検討」でございます。達成水準は南納骨堂の改修及び移転を終了するとしております。南納骨堂とは識名霊園にあります納骨堂です。納骨堂の使用は終了することをうけ、埋蔵文化財発掘調査で出土した遺物を保管する倉庫として活用する予定です。那覇市民会館1階ホールにあります遺物の移転先となります。今後の日程としまして、南納骨堂の遺骨の収容期限を踏まえ令和3年9月以降に雨漏り修繕等の改修工事を行い、その後、令和4年1月頃に移転を予定しております。

次に尚家文書公開、刊行事業の推進でございます。達成水準は琉球王国時代の文書である、尚家文書の中の首里城修理について記録された箇所を分かりやすく解説した資料集を刊行し公開するとしております。この尚家文書とは、那覇市歴史博物館で所管し、国宝指定されております琉球国王尚家関係資料の内の文書記録類です。国宝、琉球国王尚家関係資料は工芸品の85点、文書記録類1207点からなる資料となっております。今回の事業では首里城修理に関連する4点の文書の中から首里城修理について記録された箇所を写真等活用し解りやすく解説した資料を刊行する予定としております。

次に特別展事業、市制施行100周年記念、がんばれ首里城、復興応援特別展の推進です。達成水準は、市制施行100周年を記念し、焼失した首里城の復興を後押しするため、那覇首里を特徴づける赤瓦をテーマとした特別展を開催する。としております。壺屋焼物博物館では瓦をテーマにした特別展を11月2日～12月26日の期間に開催を予定しております。首里城に象徴される沖縄の瓦がどのような経緯で発達し普及していったかを東アジアを始めとする国内外の瓦の展示をすることで紹介するとともに、関連のシンポジウム等を開催する予定です。以上が令和3年度の文化財課の組織目標の報告でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま市民文化部文化財課の組織目標についての説明がありました。この件に関して、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは報告2「第3次教育振興基本計画に係る組織目標について(文化財課関係分)」については、終了いたします。又、1年間、よろしくお願いいたします。

それでは続けて参ります。報告3、4、5は関連する内容になりますので、報告3「那覇市立小中学校の臨時休業について」、報告4「学校再開について」、報告5「令和3年度夏季休業期間の短縮について」の説明を一括して、学校教育部長、武富部長、お願いいたします。

武富部長 報告3「那覇市立小中学校の臨時休業について」、小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業したことについて別紙のとおり報告する。

令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

報告理由 小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、那覇市立小中学校を臨時休業としたので報告します。

続きまして報告4「学校再開について」、那覇市立小中学校における学校再開について別紙のとおり報告する。令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

報告理由 本市において感染状況が減少傾向にあり、児童生徒や家族等の感染者も減少傾向にあることや感染リスクを低減する対策を講じることにより、教育活動が可能であると判断できること、そして持続的な児童生徒の学びを保障するために那覇市立小中学校の学校を再開するとしたので報告いたします。

続きまして報告5「令和3年度夏季休業期間の短縮について」、小中学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業したことについて別紙のとおり報告する。令和3年6月25日提出。教育長 山城 良嗣。

報告理由 那覇市立小中学校において児童生徒の学びを保障し授業時数確保のため、夏季休業期間を短縮したので報告する。

報告5についてですが、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休業したこと」を修正して「夏季休業期間を短縮したこと」について別紙のとおり報告いたします。

山城教育長 ただいま3つ報告がなされました。報告3「臨時休校について」、それから報告4「学校再開について」、それに関連して報告5「夏季休業期間の短縮につて」という3つになります。この件に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。仲本委員、お願いします。

仲本委員 学校再開についての報告についていたこの資料ですね。グラフにしてくださった感染判明日の教員と児童生徒の資料です。良くまとめられていて、とても良い資料だなと思います。これを見ると、この緊急事態宣言と休校の効果は、かなりあったんだろうなというのは解りますね。凄く効果的だったと思います。恐らく教育長は対策本部に出られているので、そこで、ご専門の先生たちといろいろ話されていると思うんですけど、今後、7月の連休がターニングポイントになると思うんですけど、そこから新暦のお盆、オリ・パラ、去年のことを考えると、多分、8月の月上旬に大きな波が来るのは避けられないんじゃないかなと医療従事者は考えている方も大多数だと思います。今回、昨日、デルタ株が検出されていますし、東京のほうも急速にデルタ株のほうは広がって来ているということを考えても、前回、英国株が広がって行く時には1ヶ月位要したんですけど、恐らく、そのスピード以上に入れ替わって行くと思うんですよ。一番怖いのは、かなり一般診療も圧迫した形で、今、ベッド数を確保し

ている所なんですけれど、これが完全に下がりきれない前に波が来る可能性もあると思っています。そうすると、去年もそうだったんですけれど、8月に大きな波が来るとするんですね、夏休みが明けられるかどうか、というのが。今後、休校は本当に避けたいんですけれど、ワクチンの接種スピードが間に合わないかも知れないですよ。そうすると、後1回、休校があることも想定はしておいたほうが良いかなと、去年も、確か、2週間開けられなかったですよ。8月いっぱい。やはり、それを想定した形で、その時にどうするかということのシミュレーションを現場にしておくということは必要かなと思いますね。授業日数の計算とか。少なくとも休校になったら2週間は多分開けられない、評価をするために1週間で済ますということは絶対ないので、夏休みがそのまま明けずに2週間伸びるということ想定して、その後、授業日数をどうするかとか、その間の学びの保障をどうするかということ、想定は、今、しておいたほうが良いのかなという気はします。

山城教育長 今、本仲委員から医療現場からの危惧していることとして、今回の件よりも、この次にどうして行くかということ想定しておくことが非常に大事だというご意見でした。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今、GIGAスクール構想の関連で、どの位の端末が、子ども達の家庭で学べるような体制が整えておけるかどうか。今の凄く大事なことでね。学びの保障というのは、しっかりやっておかないと、これ大変なことになるんじゃないかなと。前の学年で、これ習わなかったと言ったらね。大変。

山城教育長 今回の休校期間中で端末を使って授業をしている学校があるんですね。ちょっとそれについて紹介していただけますか。学校教育部 武富部長、お願いします。

武富部長 タブレットの活用ということで、今回、臨時休業中に持ち帰らせた学校が4割近く、中には、やはり学年を限定してというところもあったんですけれども、1年生から持ち帰りした学校もございます。実際、1週間前に小祿小学校のほうに、私、ちょっと見に行ったんですけれども、ここは1年生からタブレットを配布して、配布したことによって子ども達と先生も使えるなということが分かって。実際、学童で預かっている子ども達が教室の中で分かれてやっていたんですけれども、担任の先生とタブレットを使って、リズムをやったり、簡単なドリルをやったりで使われていたので。そうした良い経験になったので、先程、想定される部分については、もしかしたらタブレットを持ち帰って活用するというのも可能かなと、実際、高学年だと授業もしていましたので、算数の授業であるとか、それから平和教育、慰霊の日に向けて独自教材を作って、先生方がやって。校長先生が話されていたのは、最初、迷っただけけれども、持ち帰ってどれだけできるか、持ち帰ることによって課題もみつかるということで。実際やってみると、先生方が、これは良いねと、情報共有しながらどんどん活用して広がっていったと。最初は授業までは想定していなかったけれども、今度は授業

を入れて。最初、1時間だったけれども、2時間、3時間する先生もいるということで。やはり使うことによって、どんどん広まっていくと思いますので、これについては校長連絡協議会が7月の中旬にありますので、その時に、私のほうから話をしておこうかなと思います。実際、持ち帰って使った学校は、授業の中での活用もどんどん進んで行くのかなど。やはり先生方が、凄い、使えるものだと、広げていこうと、お互いに情報共有しながらということで、広がって行くのを感じました。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 学校からの事例を面として、各学校に広げて行くというのは、教育委員会の責務だと思うんですよ。他の学校はこうしている、だけではなく、教育委員会として押し広げてほしいなと思います。

山城教育長 学校教育部 武富部長、お願いします。

武富部長 今、本仲委員がおっしゃるように、今回、校長連絡協議会の中では、小禄小学校の校長先生、中学校のほうもですね。こういう形でやっているということをお話していただくことになっています。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 事例報告じゃなくて、こう、やってくださいとかね。

山城教育長 今回も、休校を決める際にも、どうするかと言った時に、まずは持ち帰らす。準備が出来ていようが、出来ていまいが、まずは持ち帰らせて、その上でやってみないと課題も見えてこないだろうということで、今回やって。実際、学校間の差はあるんですが、その中でも、上手く、上手にこなした学校が出て来ているので、それを次の校長連絡協議会で共有しながら、更に広げて行こうという方向で、今、考えています。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 こういう準備が、仲本委員がおっしゃられたように大事じゃないかな。具体的な事例としてね。

山城教育長 只、そうなると、残り夏休みまで、ひと月きっているこの状況で、多分、校長連絡協議会では遅いから、その部分は別途で発信する必要があるかも知れせんね。各校長先生方を中心に、後ひと月ちょっとの間に、ある程度、使える所までは学校に進めてほしい、というメッセージを。

本仲委員 先生方、優秀だから。

仲本委員 そして子ども達も凄いですよ。この吸収力は。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。今回、夏季休業期間で3日間、学校に出すということで、那覇市教育委員会は、決定しているんですが、実は、いろんなことを考えながら決定しています。まず夏休みに入った直後にオリンピックがあると、もしオリンピック開催するのであれば、子ども達を学校に呼んで、見る機会をなくしてしまうのも、ちょっと考えものだなということ。それから夏休み明けを早めると、お盆に引っか

かってしまうということもあって、今回は、入る前と開けをあわせて3日、今回、とっておこうと。只、それ以外に、秋休みを校長裁量で場合によっては出すということも可能なので、学校の実情に応じて、その辺は工夫していただこうと。今回、この休校した間の授業をどうするかといったところを、各学校の校長先生方にもアンケートを取ったところ、夏休みは、変更しないで、そのままが望ましいという学校も、実は半数近くあった訳です。その辺も含めて、いろいろ考えた結果、3日、取り敢えず全体で取って、残りは学校の状況に応じて工夫していただこうということになっています。本仲委員、どうぞ。

本仲委員　　今回の授業再開とか、補習授業とか、学校管理規則の中で出来るような範囲になっていて、こういう範囲で出来るようになって良かったなと思うんですけども。学校管理規則というのは、今の学校の課題とか、そういうふうなことを受けて、いろいろ改正して良いんじゃないかなと思うんですね。教育委員会で決定出来ますよね、学校管理規則というのは。実情に合わせた形で見直していく必要があるんじゃないかなと思います。

山城教育長　　この辺、ちょっと研究しなければいけないのかもしれないですね。学校教育部 武富部長、どうぞ。

武富部長　　今、おっしゃったように学校管理運営規則の中で夏季休業の期間は、決まっているんですけども、小学校も中学校も同じ期間で。毎年、通知文という形で、規則では決まっているけれども中学校においては夏休み使いたい時に変えることもできます、という形でやっているんですけども、どうしても受験関係でちょっと難しい部分があるので、今、おっしゃったように、どういった形で出来るかというのを少し考えていきたいと思います。

山城教育長　　喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員　　以前、PTAの方が陳情にいらっしゃっていたみたいなんですけれど、今回、Wi-Fiの貸し出しというのは、どんな感じだったんでしょうか。

山城教育長　　学校教育部 武富部長、どうぞ。

武富部長　　ルーターのほうを貸出しております。保護者のほうから同意書、許可証をとって、貸し出していて、先程お話しした小祿小学校では20数台の貸し出しをしていると聞いております。

喜屋武委員　　わかりました。ありがとうございます。

山城教育長　　このコロナに関しては学校をできるだけ閉じたくはないんですが、それも想定されるということで、今後、委員会としても事務局側でいろんなシミュレーションをしながら、必要なことを夏休みに入る前に進めて、ある程度、整えられるようにということで、確認していきたいと思います。因みに、他の市町村では10日間夏休みを短縮するというので、昨日、NHKのニュースでやっていたので、ビックリしたんです

が、先程、仲本委員がおっしゃったように、逆に夏休みを短くして学校に出すことによるリスクというのは、もっと大きくなるのかなというふうに思っています。

仲本委員 あります。8月は、結構、県民、みんな巣籠ですよ。

山城教育長 おそらく、夏休みをどの程度、短縮するかというのは、何れにしても、両方の意見が出てくるだろうなという思いはありますけれどもね。

只、出来るだけの備えを委員会でシミュレーションをしながら、今後、やって行くということで確認していただけたらと思います。

それでは報告3「那覇市立小中学校臨時休業について」、報告4「学校再開について」、報告5「令和3年度夏季休業期間の短縮について」は、終了いたします。

以上を持ちまして、令和3年度第6回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございます。

案件の審議結果

議案第8号	那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第9号	那覇市学校給食基本方針の見直しについて	原案どおり可決
議案第10号	那覇市教育事務点検評価委員会への諮問について	原案どおり可決